ふくしサポートプラン 21

鎌ケ谷市 地域福祉計画 (ぬ訂版)

誰もが生きがいを持ち

支えあえるまち

平成23年度 ▼



鎌 ケ 谷 市 平成23年8月

"誰もが 生きがいを持ち 支えあえる まち'



本市では、「誰もが 生きがいを持ち 支えあえる まち」を地域福祉像とする「鎌 ケ谷市地域福祉計画(ふくしサポートプラン21)」を平成17年3月に策定し、5年 が経過しました。

この間、地域支えあいセンターや地域包括支援センターの開設、災害時要援護者避難 支援計画の策定、地域活動支援センターの展開、私立保育園や駅前保育園の開園、病後 児保育や一時保育、幼稚園預かり保育など子どもを預けるサービスが拡大するなど、地 域に密着した"福祉のまち鎌ケ谷"のまちづくりに一定の成果をあげてきました。

一方で、少子高齢化の進行や核家族化の増加に伴って、高齢者の孤独死や子育てに悩 む保護者の孤立、ひきこもり、虐待、自殺者の増加などが社会問題となっており、特に 近年では、高齢者の所在不明の問題が顕在化するなど、地域での見守りがより重要とな っています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、災害時における行政の 対応はもとより、地域住民によるいっそうの支えあい、助け合いの必要性が高まってき ました。

今後も安心して住み続けられる"福祉のまち鎌ケ谷"をつくるための指針として、こ の計画では、これまでの「地域での支えあい」をよりいっそう推進し、市民一人ひとり の自立自助を基本としながらも、市民と行政、事業者、家庭と地域社会が役割を分担し、 地域ぐるみの福祉活動を進めていくことを明確にしました。

平常時より日常的に見守り、見守られる、支えあう体制の実現には、市民の皆様と行 政との連携が不可欠です。今後とも、市民の皆様と協働して計画に沿った取り組みを推 進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました「鎌ケ谷市地域福 祉計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様 に厚くお礼を申しあげます。

平成23年(2011年)8月 鎌ケ谷市長 清水 聖士

鎌ケ谷市地域福祉計画【改訂版】目次

第	1草	計し	画の改訂にあたって	
	2	計画に	訂の目的と背景	
第	2章	地址	域福祉を取り巻く現状	
			の現状 ····································	
第	3章	計瓦	画の理念と目標	
	2 ii 3 ii 4 ii	計画の 地域福 鎌ケ谷	社像と基本理念 1 を 基本目標 1 を 社を推進するための取り組み 1 を 市における地域福祉の展開 2 を 体系 2 を	5 7 1
第	4章	施領	策の展開	
	—	目標1 簡策1 簡策2 簡策3	地域のみんなで支えあう福祉活動の推進25 地域での支えあい活動、ふれあい活動の充実 地域支えあい拠点の整備、地域支えあい事業の充実 災害時における要援護者の支援体制の充実	3
			必要なときに、必要な人に、必要なサービスの相談、 情報提供の推進3; 身近な相談窓口、苦情要望などの受付体制の充実	3
		施策2		
	基本	目標3	推進3 8	3
	於	拖策 1	ボランティアなどの人材育成	
	於	施策2	福祉サービスの質の向上	
	挤	施策3	福祉に関わる権利擁護の充実	

	基本目	標4	地域福祉を推進するためのネットワークづくり45
	施罗	策1	行政の推進体制の強化
	施罗	策2	地域等の柔軟な連携体制の整備
資料	纠編		
	1 鎌	ケ谷	市地域福祉計画策定経過 ······4 9
	2 鎌	ケ谷	市地域福祉計画策定委員会設置要綱50

【 計画のサブタイトル 】 ふくしサポートプラン 21

この計画は、市民、福祉健康関係団体、事業者、NPO、行政が協働して"福祉のまち鎌ケ谷"をつくるための基本的な考え方や、そのための施策の方向を定めています。このため、計画の内容を端的に表し、市民の皆さんに親しみのある計画となることを願って、平成17年3月の地域福祉計画策定にあたり、サブタイトルを「ふくしサポートプラン21」としました。

本計画においても、「ふくしサポートプラン21」 を継承し、誰もが安心して住み続けられる"福祉の まち鎌ケ谷"のまちづくりを進めていきます。



【地域福祉とは】

住み慣れた地域で、誰もがその人らしく、安心して充実した生活を送れるような福祉 社会の実現が望まれています。これからは、民間事業者や関係団体を含め、地域住民と 行政が連携・協働して、健康・医療・福祉サービスの総合的な整備を進めることが必要 です。

そのための「住民参加と行動」による地域を基盤とした、きめ細かな福祉を地域福祉といいます。

第1章 計画の改訂にあたって

1 計画改訂の目的と背景

鎌ケ谷市(以下、「本市」という。)では、社会福祉法第107条に基づき、平成17年3月に「誰もが 生きがいを持ち 支えあえる まち」を地域福祉像としての目標と定め、また、「一人ひとりがキラキラと輝きながら、ともに知恵と力を出し合って、思いやりと支えあいのある地域で、いつまでも安心して暮らしていける、ぬくもりのある福祉のまちづくり」を基本理念とする「鎌ケ谷市地域福祉計画(ふくしサポートプラン21)」を市民参加などによる市民と行政の協働によって策定し、地域福祉活動の充実に努めてきました。

しかしながら、その後も高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、 虐待、自殺者の増加などが社会問題となっており、特に近年では、高齢者の所在不明問 題が顕在化するなど、地域での見守りがいっそう重要となっています。

国は、平成19年に災害時等にも対応するよう援護者支援方策として、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込む旨の通知を出しました。さらに平成22年には高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた対応に有効な計画になっているかを点検し、必要に応じて計画の見直しを行う旨の通知も出しました。

千葉県においても、平成16年3月に社会福祉法第108条に基づく計画として、「千葉県地域福祉支援計画」を策定し、平成22年3月にこれまでの評価を踏まえた「第二次千葉県地域福祉支援計画」が策定されました。

千葉県の計画では、(1)誰もが、(2)ありのままに・その人らしく、(3)地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」の実現に向け、誰もが持っている人の「福祉力(5から)」、埋もれている地域の「福祉力(5から)」を掘り起こし、ネットワーク化して、住民自らが新たな地域社会を構築していくこととしています。

このような状況のもと、本市においても、平成17年に介護保険法の改正や在宅介護 支援センターの設置、平成18年に障害者自立支援法の施行、平成22年3月に災害時 要援護者避難支援計画を策定するなど、本市における地域福祉の推進に大きな影響を与 える状況が生じています。 また、平成23年3月11日に発生した、世界観測史上最大級の地震(東日本大震災、マグニチュード9.0)により大津波が発生し、太平洋側海岸沿いの多数の町が壊滅的な被害を受け、地域住民をはじめとする多くの方々が犠牲となりました。

このように新制度や社会環境の変化に加え、大災害が身近に起こったことにより、 人々の日常生活における地域での支えあいが、いかに必要かが人々の心に芽生え始めて いるものと考えられます。

そこで、本市が今後も、誰もが、安心して住み続けられる"福祉のまち鎌ケ谷"をつくるためには、様々な生活課題を地域全体で取り組む仕組みや福祉サービスを利用しやすい環境づくりなどを地域住民と行政が協働・連携して進めていく必要があります。

このようなことにより、これまで取り組んできた計画が平成22年度で計画期間が終了することから、これまでの「地域での支え合い」をよりいっそう推進し、地域住民のつながりを再構築し、平常時より日常的に見守り、見守られる、支えあう体制の実現をめざして、「鎌ケ谷市地域福祉計画 改訂版」として策定します。

2 計画によりめざすもの・計画改訂の視点

(1) 計画によりめざすもの

この計画では、高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域の中で支えあい、助けあいながら生活することのできる地域社会をめざします。

市民一人ひとりの自立自助を基本として、市民と行政、事業者、家庭と地域社会が役割を分担し、地域ぐるみの福祉活動をいっそう進めていきます。

地域が抱える生活課題を自助(地域に住む一人ひとりが努力すること)、共助(地域が協力して実現していくこと)、公助(行政が責任をもって推進すること)の連携により、解決していきます。

(2)計画改訂の視点

- ① 個人ができること、地域ができること、行政ができることなど、個人、地域、事業者、行政がそれぞれ果たす役割を明記します。
- ② 地域支えあい事業について検討し、支えあい活動の充実を図ります。
- ③ 災害時要援護者避難支援事業を計画に盛り込み、要援護者支援の充実を図ります。
- ④ 高齢者の孤立の防止や所在不明問題を踏まえ、地域で見守る体制を整備し、充実を図ります。
- ⑤ 地域福祉を推進するためのネットワークづくりを図ります。

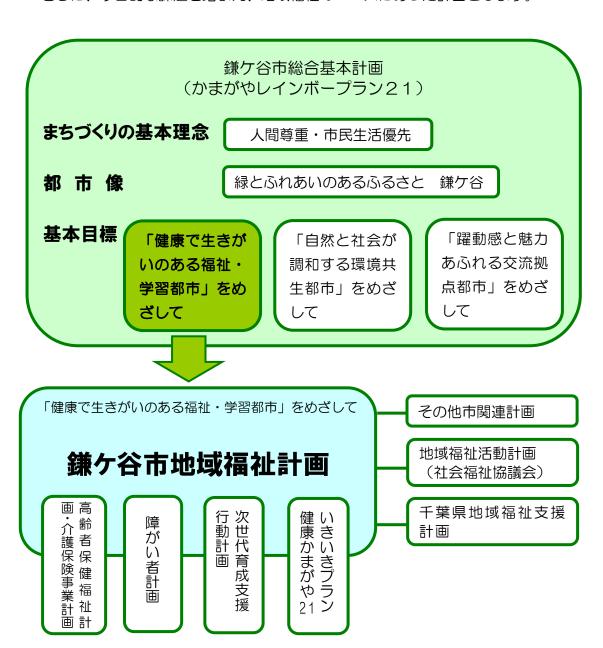
3 地域福祉計画の位置づけと役割

(1)地域福祉計画の位置づけ

この計画は、地域福祉を推進していくための基本的な指針とします。

また、市の最上位計画である総合基本計画(かまがやレインボープラン21)や高齢者や障がい者など対象ごとに策定している個別計画において、各分野に共通する課題を横断的につなげて地域福祉の推進を図ります。

さらに、今日的な課題を踏まえ、地域福祉のニーズにあった計画とします。

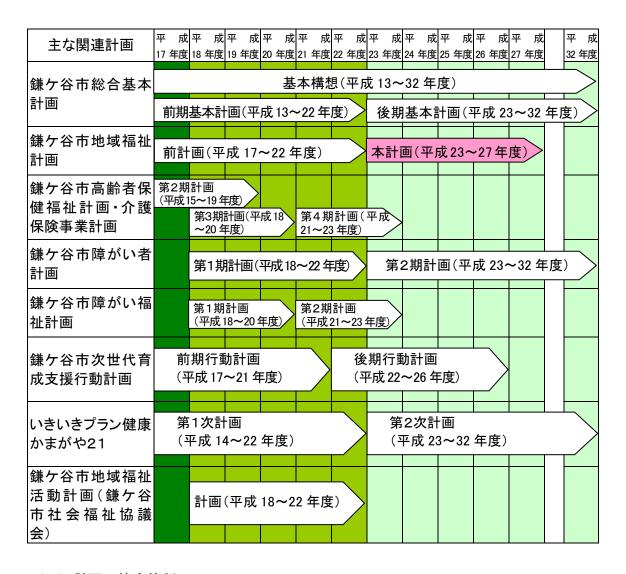


(2)計画期間

本計画は、前計画「鎌ケ谷市地域福祉計画」を踏襲するものとし、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。

ただし、本計画の策定後に制度や事業が変わり、記述の修正が必要になった点、また国や千葉県などの動向や社会情勢などにより大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

表:鎌ケ谷市計画の期間



(3)計画の策定体制

福祉やボランティア団体の関係者、福祉事業者、自治会関係者、市民の代表者などで構成する「鎌ケ谷市地域福祉計画策定委員会」の審議を経て、パブリックコメントの実施(意見募集)などにより得られた意見等を反映させて策定しました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口等の現状

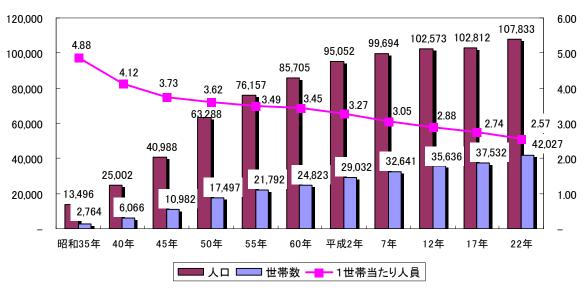
(1) 人口・世帯構造の変化

■世帯の小規模化、核家族化が急速に進行

平成22年10月1日現在、国勢調査(速報)による鎌ケ谷市の人口は、107,833人で、前回の地域福祉計画策定時の平成17年国勢調査人口に比べ、5,021人増えています。

また、世帯数も人口と同様に増加の一途をたどり、平成22年10月1日現在、42,027世帯です。1世帯当たりの平均人員は、昭和40年から長らく3人であったのが、平成12年には3人をきる状況にあり、平成22年10月1日現在、2.57人となり、世帯の小規模化、核家族化が急速に進行しています。

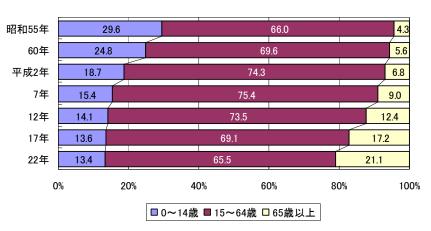
【人口・世帯数の推移】



資料: 平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在) 平成22年は国勢調査速報値

■高齢人口が年少人口を逆転

年少(0~14歳)、生産年齢(15~64歳)、高齢(65歳以上)の年齢別人口の推移では、昭和60年までは20%台にあった年少人口が平成17年度には13%台となり、平成7年までは10%未満であった高齢人口の比率が増加し、平成17年には年少人口を逆転するなど、高齢化が顕著に進行しています。



【年齢3区分別人口構成比の推移】

資料:平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)平成22年は住民基本台帳(平成22年3月31日現在)

■合計特殊出生率は上昇傾向

一人の女性が一生に産む子供の平均数は、本市では概ね全国平均と県平均を下回る値で推移してきましたが、平成21年には1.24まで回復しました。

2.7 2.6 2.6 2.5 2.4 2.3 2.28 2.2 **▲** 2.13 2.1 国 1.75 1.9 県 1.74 国 1.76 1.8 - 県 1.75 1.7 市 1.71 1.6 市 1.65 1.54 1.47 1.5 1.42 1.34 1.26 1.37 1.4 1.36 1.25 1.22 1.31 1.3 1.33 **1.24** 1.2 1.27 1.25 1.18 1.1 昭和45年 55年 60年 平成2年 7年 12年 17年 21年 ━ 市 ━ 県 ━ 国

【合計特殊出生率の推移】

資料:健康増進課

■高齢化が急速に進行

65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合を高齢化率といいますが、この高齢 化率が上昇の一途をたどり、平成7年には17.2%であったのが、平成22年には 21.1%となり、千葉県を逆転しました。

平成23年度からの後期基本計画では、団塊の世代がすべて高齢者となっている平成27年には29.2%と推計しています。

25.0% 22.7% 20.1% 20.0% 17.3% 市 21.1% 県 20.8% 14.5% 14.1% 県 17.5% 15.0% 市 17.2% 12.0% 11.2% 10.3% 12.4% 9.2% 10.0% 9.0% 6.8% 5.0% 5.6% 0.0% 昭和60年 平成2年 7年 12年 17年 22年 市 - - - 県 - - 国

【鎌ケ谷市・千葉県・全国の高齢化率の推移】

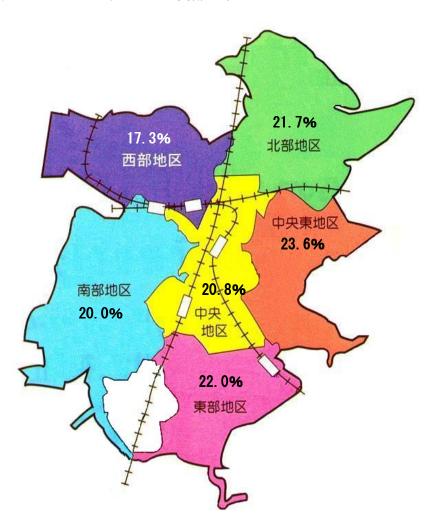
資料:平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)平成22年は、鎌ケ谷市が住民基本台帳(平成22年3月31日現在)千葉県、国が総務省統計局(平成22年3月31日現在)

■高齢化率が最も高いのは中央東地区で23.6%、最も低いのは西部地区で17.3%

市内で高齢化率が最も高いのは中央東地区で23.6%、次いで東部地区が22%、 北部地区が21.7%であり、市の高齢化率21.1%を上回っています。

一方、高齢化率が最も低いのは西部地区で17.3%、次いで南部地区が20%、中央地区が20.8%であり、東武野田線を境に市域の右側エリアにおいて高齢化が進行していることがわかります。

図:コミュニティエリア別高齢化率



平均高齢化率:21.1%

資料:平成22年3月31日現在(住民基本台帳)

(2) 支援を必要とする人の状況

■被生活保護世帯及び人員は増加の一途

生活保護世帯及び受給者数(人員)は増加を続け、平成21年度の月平均では、574世帯、835人となっています。被保護人員の人口1000人に対する保護率においても、平成2年度に3人であったところ、平成21年度には8人と急激な増加を示しています。

900 835 800 700 572 600 460 500 400 318 272 300 574 200 392 297 197 100 159 0 平成2年度 7年度 12年度 17年度 21年度 ■ 被保護世帯数 - 被保護人員

【被生活保護世帯数及び人員の推移】

資料:社会福祉課(各年度平均)

■3障害の手帳所持者は人口の3.4%

障害者手帳の所持者数は、平成22年3月末現在で、身体障害者手帳が2,814人、療育手帳が466人、精神障害者保健福祉手帳が340人となっています。3 障害の手帳所持者の常住人口(106,838人)に対する比率は3.4%となっています。

2,814 3,000 2,643 2.500 2,088 2.000 1,654 1,500 1,273 1,000 389 466 309 500 202 249 227 340 57 0 平成2年度 7年度 12年度 21年度 17年度

【障害者手帳所持者数の推移】

■ 身体障害者手帳 ■ 療育手帳 □ 精神障害者保健福祉手帳

資料:障がい福祉課(各年度3月末現在)

■要介護認定者は年々増加

要介護認定者数は年々増加傾向にあり、平成17年度からの5年間で578人増加しています。

2,811 2,926 3,000 2.685 312 2, 491 2, 348 312 300 2,500 305 281 427 2,000 436 444 359 294 562 1,500 531 501 353 440 1,000 661 637 608 688 946 500 384 353 400 232 149 174 166 222 平成17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 ■要支援又は要支援1 ■要支援2 □ 要介護1 □要介護2 ■要介護4 ■要介護3 ■要介護5

【要介護認定者数の推移】

資料:高齢者支援課(各年度実績)

■ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯は増加の一途

ねたきり高齢者は減少傾向にありますが、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯は 年々増加傾向にあります。

150 2,898 144 150 3,000 2,500 108 109 100 1,877 100 2,000 2,016 1,500 1,184 1,322 50 1,000 606 843 323 500 573 313 35 平成2年度 7年度 12年度 17年度 21年度 ■■ ねたきり高齢者 ■ 認知症高齢者 □ ひとり暮らし高齢者 - 高齢者世帯

【要援護者高齢者数の推移】

資料:高齢者支援課(各年度実績)

2 地域福祉に関する現状

(1) 地域福祉計画の状況の変化

地域支えあいセンターを2箇所に設置し、情報提供、市民相談、ボランティア、コーディネートの4つの事業を行っています。(平成18年10月開設。東部地区、南部地区社会福祉協議会内)

また、2箇所の地域支えあいセンターのボランティア事業として、思いやりのある 住民組織(東部地区「ちょいボラの会」、南部地区「なんぶ孫の手会」)を発足しまし た。

本市では、災害が起きた時に、一人暮らしの高齢者や障がい者など日常生活のなかで手助けを必要とする人を支援する「災害時要援護者避難支援計画」を平成22年3月に策定しました。

(2)地域状況の変化

<高齢者関連>

- 日本は、世界に例のないスピードで高齢化が進み、平成22年には日本国人口に対する高齢化率が22.7%に達し、4人に1人が高齢者という他国が経験したことのない「前例のない高齢社会」を迎えています。
- 本市では、高齢化率が平成17年3月31日現在15.8%であったのが、 平成22年3月31日現在21.1%に達し、毎年上昇傾向にあります。また、 県(20.8%)をも上回っています。
- 核家族化の進行、介護する家族の高齢化あるいは単身高齢者・高齢者夫婦の みの世帯が急増し、親族間・地域社会等の交流が希薄となる「無縁社会」が広 がりつつあるなか、平成22年夏頃に全国各地で高齢者の所在不明問題が発生 し、地域社会の希薄化が改めて明らかになりました。
- 地域包括支援センターを2箇所に設置し、高齢者やその家族等に対し、介護 予防や総合的な相談、支援、権利擁護等の事業を行っています。(平成18年度: 西部地区、平成19年度:南部地区に開設)

<障がい者関連>

〇 平成18年4月から従来の支援費制度に代わり、新たな改革として障害者自立支援法が施行されました。

この法律は、身体・知的・精神とそれぞれ別の制度体系で実施されてきた支援を、3つの障がい共通のもとで展開していくこと、働く意欲のある障がい者がもっと働けるよう就労支援を強化していくこと、現在施設や病院に入所・入院している障がい者の地域での生活移行を推進していくことなど、従来の障がい者支援の仕組みを変える内容となっています。

- 〇 平成12年度から21年度にかけての10年間で身体障害者手帳を保有する人は2,088人から2,814人へと約35%増加しています。また、程度別では3級が減少、1級の増加が見受けられるなど、障がいの重度化が進んでいます。
- 知的障がい者については、療育手帳を保有する人は12年度の294人から 21年度の466人へと約59%増加しています。また、軽度の人が多くなって きています。
- 精神障がい者は、平成12年度から21年度までの10年間で精神障害者保健 福祉手帳を保有する人は44人から340人へと約8倍近くに増加しています。

くこども関連>

- 少子化の急速な進行や核家族化などの家庭環境や人間関係の希薄化などにと もなって、育児不安や児童虐待の増加など、子育てを取り巻く環境が大きく変わ ってきています。
- 〇 保育サービスでは、私立保育園と駅前保育園がそれぞれ1園開園したほか、病後児保育の開始や、一時保育や幼稚園預かり保育など子どもを預けるサービスが拡大し、働きながら子育でする親が子育でしやすい環境づくりがより前進してきました。
- 地域で遊びや情報の提供、また子育てに関する簡単な相談などを行うボランティアとして「子育てサポーター」の育成や子育てに不安や悩みを抱える親たちが 気軽に集まり、交流や情報交換、仲間づくりなどを行う場所として「子育てサロン」を開設し、地域のなかでの子育てを支援する体制が充実してきました。

第3章 計画の理念と目標

1 地域福祉像と基本理念

本市では、総合基本計画(かまがやレインボープラン21)における基本構想において、まちづくりの基本理念を「人間尊重・市民生活優先」としており、基本目標の一つに"「健康で生きがいのある福祉・学習都市」をめざして"を掲げています。

計画改訂にあたっては、前計画の地域福祉像、基本理念を継承します。この考えにより、

地域福祉像

誰もが 生きがいを持ち 支えあえる まち

を目指します。

そのための基本的な考え方は、

基本理念

一人ひとりがキラキラと輝きながら、ともに知恵と力を出し合って、思いやりと支えあいのある地域で、いつまでも安心して暮らしていける、ぬくもりのある福祉のまちづくり

です。

この基本理念は、本市が目標とする地域福祉像実現のため、地域福祉を推進していく うえでの基本的な考え方をまとめたものです。

2 計画の基本目標

「1 地域福祉像と基本理念」で掲げた、基本理念を具体化するため、次の4つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 地域のみんなで支えあう福祉活動の推進

個人、地域、事業者、行政との協働により地域福祉活動や総合調整(コーディネート)の充実を図ります。

また、災害や緊急時に支えあえる地域づくりや支援を必要とする人への見守りなど の体制の充実を図ります。

施策1 地域での支えあい活動、ふれあい活動の充実

施策2 地域支えあい拠点の整備、地域支えあい事業の充実

施策3 災害時における要援護者の支援体制の充実

基本目標2 必要なときに、必要な人に、必要なサービスの相談、情報提供 の推進

地域の身近なところに、高齢者や障がいのある人だけでなく、誰でも・いつでも・ どんなことでも相談でき、支援につながる体制の充実を図ります。

さらに、サービス利用者が苦情や要望を伝えられる仕組みづくりにも取り組みます。 また、必要なときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、情報提供の充実 を図ります。

施策1 身近な相談窓口、苦情要望などの受付体制の充実

施策2 地域福祉に関する情報提供の充実

基本目標3 地域福祉の担い手づくりや地域福祉サービス向上の推進

身近な地域での支えあいを推進するため、地域福祉活動を担う人材の確保や育成を 図ります。

また、福祉サービスの質の確保、向上に努めるとともに、福祉サービス利用において不利益を被らないための仕組みづくりに取り組みます。

施策1 ボランティアなどの人材育成

施策2 福祉サービスの質の向上

施策3 福祉に関わる権利擁護の充実

基本目標4 地域福祉を推進するためのネットワークづくり

様々な地域福祉の担い手が集まり、地域福祉を担うための連携や基盤づくりに取り組みます。また、個人、地域、事業者、行政との柔軟な連携を図ります。

施策1 行政の推進体制の強化

施策2 地域等の柔軟な連携体制の整備

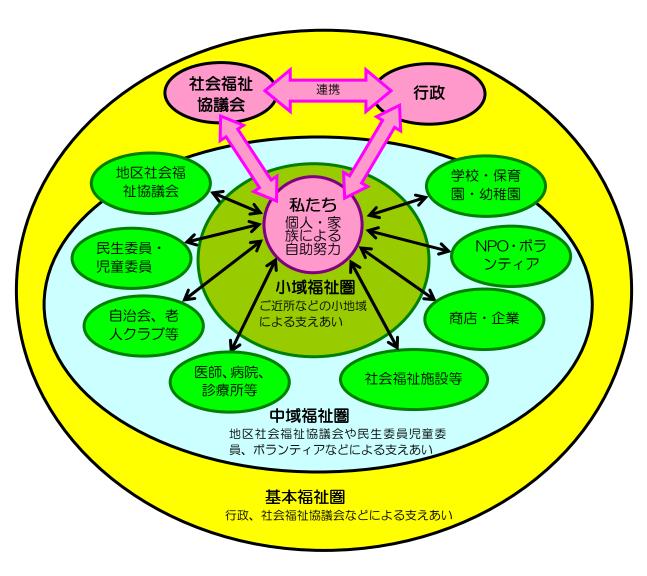
3 地域福祉を推進するための取り組み

地域福祉を推進し、様々な福祉課題に取り組んでいくために、市域全体での推進体制を整え、対応していくことも重要ですが、それぞれの地域においても、地域の福祉課題を支えあいのなかで、解決していくことが重要になります。

■協働による推進のイメージ

これからの地域福祉は、地域住民一人ひとりが地域福祉の主役として、その推進の役割を担うことが求められます。

また、地区社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体など、これまで地域の中で地域福祉を担ってきた団体と、NPO などの新たな地域福祉の担い手や事業者が、ともに力を合わせ、協働により様々な地域での福祉課題に対応していくことが重要です。



■地域福祉圏の役割

この計画では、地域福祉を推進するための圏域を、「小域福祉圏」、「中域福祉圏」、「基本福祉圏」の3層として考えます。

(1) 小域福祉圏

自治会や町内会、ご近所などの日常生活圏を「小域福祉圏」とします。

ここでは、地域住民一人ひとりが地域福祉の主役として、その推進の役割を担います。そして、個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を地域の支え合いで解決を図ります。

ご近所づきあいや自治会活動、地域の見守り活動などから相談や支援へと結びつけていきます。

<主な担い手>

① 地域住民

地域活動への参加や地域住民の支えあいの主体となります。

② 自治会、町内会、婦人会、老人クラブ、こども会等 自治会や町内会等は、地域住民にとって身近なものであり、親睦と交流を図ったり、地域における共通の課題を解決したりします。

(2) 中域福祉圏

本市では、市域を6つ(中央・中央東・東部・西部・南部・北部)のコミュニティエリアに分け、それぞれの地域の特性に応じて施策を展開しています。



また、この6つのコミュニティエリアは、地域福祉の担い手の中心となる地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会の活動エリアとほぼ一致しています。

小域福祉圏での解決が難しい生活課題については、中域福祉圏のネットワークに地域課題としてつなぎます。

<主な担い手>

① 地区社会福祉協議会

地域住民が日常的にあたたかい目で見守り合い、支えあっていくことのできる地域づくりを目指し、6つのコミュニティエリア地区に設置している組織で、広報啓発委員会、ふれあい交流会、在宅福祉会、ボランティア委員会などの委員会を設置し、広報の発行、介護者教室、ボランティア研修・交流会などの事業を実施、また、援護グループと協力して介護予防を行っています。

② 民牛委員・児童委員

地域住民からの相談に応じたり、さまざまな支援を行うなど、行政との連絡調整を担っており、地域活動を推進します。

- ③ ボランティア、NPO 等の市民活動団体 自主的・自発的に活動を行う市民の集まりであり、各種団体や行政等と連携 して地域活動を推進します。
- ④ 医療・福祉サービス提供者(かかりつけ医・歯科医・薬局等)
- ⑤ 公的相談支援事業者(地域包括支援センター等)
- ⑥ 社会福祉施設等(老人ホーム、介護老人施設等)
- ⑦ 商店会・企業等
- 8 学校・保育園・幼稚園等

(3) 基本福祉圏

千葉県では、千葉県地域福祉支援計画において、市町村域を基本福祉圏として位置 づけています。

本市においても同様に、市域全体を基本福祉圏と位置づけ、公的福祉サービスを提供するとともに、市域全体の地域福祉を推進します。

<主な担い手>

① 行政

地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。また、公的福祉サービスを提供するとともに、市域全体の地域福祉の総合的な推進の役割を担います。

さらに、総合的な相談支援体制の整備や複合的な課題の解決に対応したネットワークづくりを図ります。

② 社会福祉協議会

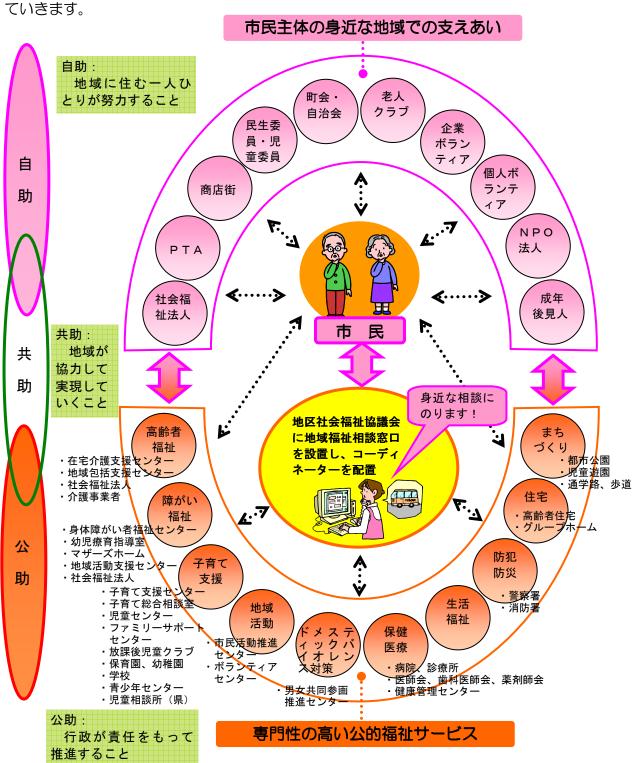
社会福祉法第109条に基づき設置されている団体であり、地区社会福祉協議会の諸活動に必要な運営の補助を行うほか、地区社協連絡会を設置し、情報の提供や地区相互間の連絡調整などを行います。

また、行政だけでは対応が困難な多様なニーズに柔軟に対応できる支援体制

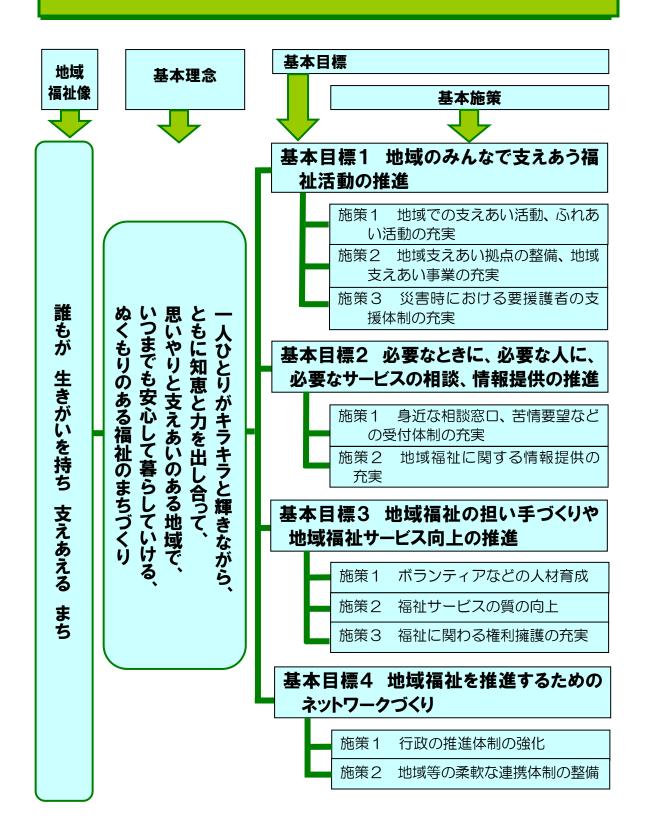
- や、地域住民やボランティア、健康福祉関係団体、行政機関等との調整役とな
- り、地域ぐるみの活動を推進する役割が期待されます。

4 鎌ケ谷市における地域福祉の展開

鎌ケ谷市では、地域福祉を推進するにあたり、自助、共助、公助の連携により推進していきます。



5 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域のみんなで支えあう福祉活動の推進

施策1 地域での支えあい活動、ふれあい活動の充実

《現状と課題》

少子高齢化の急速な進行や核家族化などの家庭環境や人間関係の希薄化などにともなって、人と人とのふれあいを通してお互いに助け合う心を育む機会が少なくなってきています。

本市においても、平成22年3月31日現在、高齢化率が21.1%と高齢化が確実 に進行しています。また、障がいのある人も年々増加する傾向にあり、要援護世帯の見 守りや子育て家庭への支援など、日常的な地域での支えあいが必要になっています。

前計画を策定したときに開催した市民懇談会においても、「一人暮らしの高齢者世帯の雨戸が開かないと心配」、「近所にどんな人が住んでいるかわからない」など、近所づきあいの希薄さや難しさに関する課題が出され、地域住民による現代にあった「新たな近所づきあい」の必要性が指摘されています。

これまでも、民生委員児童委員や自治会の地区ふれあい員、ボランティア、また地区 社会福祉協議会が中心になって、地域での支えあい活動に取り組んでいますが、今後も それぞれの活動を充実させるためには、世代間交流の充実を図るとともに、学校教育や 生涯学習の場での啓発や地域での交流活動など、活動の輪を広げ、大きな支えあいのネットワークへと発展させていくことが必要です。

また、市レベルでのふれあい活動は、福祉健康フェアやふれあい冬まつり(すまいる祭り)、市民文化祭、市民夏まつり、自治会連合協議会主催のふれあいラリーなどがあり、毎年多くの市民の参加を得て開催されています。

地域では、各地区社会福祉協議会でのふれあい交流事業をはじめ、自治会での運動会や盆踊り、商店会の夏祭りなど数多くの行事が行われています。

こうしたふれあい交流事業が数多く盛んに行われておりますが、地域の日常的な活動 や行事のなかで、高齢者や障がいのある人、子どもたちが自然な形でふれあう機会が多 く持たれることが必要です。

《今後の展開》

今後の地域での支えあい活動の促進にあたっては、地域での声かけやあいさつなどの 近所づきあいや、地域住民が立場や枠組みを超えて支えあい活動が行われるよう、必要 な支援に努めます。

また、子どもから高齢者、障がいのある人などすべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていきます。

■市民の取り組み

- 自分の住んでいる地域の福祉に関心をもち、福祉に対する意識を高めます。
- O 隣近所とのつきあいを大切にし、困ったことがあれば気軽に相談できるようにします。
- 隣近所でのあいさつや声かけ、見守り活動、ボランティア活動などに参加します。
- 老人憩の家や談話室、子育てサロンなどの地域福祉活動に積極的に参加します。
- 地域の日常的な活動や自治会の運動会や盆踊り、商店会の夏祭り、市の福祉健康 フェアや市民夏祭り、市民文化祭などの行事に積極的に参加します。
- O 子ども、高齢者、障がいのある人、一般の人などわけ隔てなく、ふれあえるよう にします。

■地域の取り組み

- 地域住民が参加できる行事や高齢者や障がいのある人などが参加しやすい行事 を実施します。
- 民生委員児童委員の相談支援活動、自治会行事への参加促進、防犯防災活動の充 実を図ります。
- 一人暮らしの高齢者や障がいのある人への声かけやあいさつを積極的に行い、困ったことがあれば相談や援助ができる環境をつくります。
- 高齢者や乳幼児、児童への虐待をいち早く発見し、行政や相談機関へ報告します。
- 関係団体の組織間の連携が取れるように、意見交換の場を設けます。
- 地域の人が気軽に集まれる場として、公民館や自治会館等の利用を促進します。
- 地域で気軽に参加したり交流できる場づくりやサークルづくりに取り組みます。

■行政・社会福祉協議会の取り組み

市の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
新たな支えあいの	地域住民や自治会、事業者などが協働・連携して、地域ぐるみ
構築	の福祉活動を行えるようにし、地域住民同士の共助の仕組みを支
	援します。

市民との協働によ	行政が行ってきた福祉サービスの一部を、市民参加による協働
る地域福祉活動の	で実施し、最終的には住民主体の地域福祉活動となるように支援
支援	します。
乳幼児、児童から高	乳幼児や児童がいる世帯、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世
齢者まで地域で見	帯が安心して暮らしていけるよう、地域で見守るネットワークを
守る体制の充実	構築します。
	地域での見守りを恒常化することによって、子育て世帯や高齢
	者世帯などの孤立を防止します。

社会福祉協議会の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
地域での支えあい	地域住民が立場や枠組みを超えて支えあい活動が行われるよ
活動の促進	う、支援します。
民生委員児童委員	それぞれの地域で、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、
の活動支援	必要な援助を行えるように活動を支援します。
	また、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心
	配ごとなどの相談・支援などの活動を支援します。
ふれあいサービス	日常生活で困っている高齢者や障がいのある人が利用会員と
事業の充実	なり、地域の協力会員が家事援助や介助などのサービスを有料で
	提供する会員制の相互扶助の福祉サービスの充実を図ります。

施策2 地域支えあい拠点の整備、地域支えあい事業の充実

《現状と課題》

平成17年3月策定の地域福祉計画において、「市民の福祉は、市民、ボランティア、 行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働することによって実現できる。」とする市民 からの提言を受け、地域福祉を進めるための活動の中心として、市内6箇所に「地域支 えあいセンター」を設置することとしました。

そして、モデル事業として鎌ケ谷市社会福祉協議会に委託し、東部地区及び南部地区 の2拠点に地域支えあいセンターを開設し、地区社会福祉協議会の職員が地域福祉コー ディネーターを兼ねて各種相談等を行うこととなりました。

しかし、各地域の実情や設置場所の確保など様々な問題により、地域支えあいセンターを市内の全地区に開設することが困難な状況にあります。

ですが、地域福祉コーディネーターは、地域の実情を把握し、相談者一人ひとりにあった福祉サービスをコーディネートすることが中心で、地域支えあい拠点には欠かせない役割となります。

従って、このコーディネート事業は引き続き必要なものと考えます。

《地域支えあいセンターとは》

地域支えあいセンターは、市民が支援を必要としているとき、いつでも福祉サービスに関する情報の提供や相談業務を行う、いわば福祉の「よろず相談所」として活動するとともに、支えあい活動や市民の自主的な地域福祉活動などをコーディネートする機能を果たします。

《今後の展開》

今後の地域における支えあいの拠点として、地区社会福祉協議会をその核として、地域支えあい事業を展開し、各地域での福祉活動を推進していきます。

地区社会福祉協議会が行う事業展開として、これまで地域支えあいセンターが行ってきた事業を、より地域の実情にあったものとして実施していくことが大切です。

《地域支えあい事業の展開・地域福祉コーディネーターの役割》 相談 支援 地域福祉コーディネ ーター(地区社協) 地域包括支援 社会福祉 センター 協力・連携 協力・連携 協議会 在宅介護支援 センター コーディネート コーディネート 〔調整・連絡〕 NPO・ボラ 民生委員 (調整・連絡) ンティア 児童委員 自治会、老 社会福祉施設等 人クラブ等

《地域福祉コーディネーターが行う事業》

(1)情報提供事業

「地域福祉の情報センター」として、健康福祉の公的福祉サービスや民間福祉サービス、また、サービスを提供する公的機関や民間事業者、NPO、各種健康福祉団体やボランティア団体などの情報提供を行います。

(2) 市民相談事業

「地域の福祉相談窓口」として、高齢者や障がいのある人を含め、誰でも気軽に 相談することができます。

(3) ボランティア事業

「地域のボランティアセンター」として、健康福祉に関するボランティアの育成 や活動支援を行います。

(4) コーディネート事業

地域のふれあい・支えあい活動を推進するためのコーディネーター役を担います。

■市民の取り組み

- 相談したいときや情報が欲しいときは、各地区社会福祉協議会の地域福祉相談窓口を活用します。
- 地域での福祉活動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 各関係団体が実施する行事に積極的に参加します。

■地域の取り組み

- 地区社会福祉協議会が中心となる地域での取り組みに協力します。
- 自治会、ボランティア団体、NPO、福祉サービス事業者などと連携し、情報交換や情報提供などを行ったりしながら、ともに地域福祉の問題解決を目指します。

■行政・社会福祉協議会の取り組み

市の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
地域福祉活動の基盤	地域福祉活動の基盤整備を図ります。
整備	また、専門的支援を必要とする困難事例の責任対応に取り組みま
	ुवं.
地域への情報提供	地域へ積極的に情報提供をし、住民による地域福祉活動と公的福
	祉サービスとのつながりの改善を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
地域福祉コーディネ	地域福祉コーディネーターを専門員として雇用し、仕事に対する
ーター(相談員)の	安定や内容の充実を図ります。
雇用	
地域福祉コーディネ	地域福祉コーディネーターが適切に相談受付できるようにスキル
ーターの資質の向上	アップの研修や講習会等に参加し、資質の向上を図ります。
関係機関との連携強	専門的な相談が必要なケースや困難事例などの対応については、
化	関連機関との連携強化を図ります。

施策3 災害時における要援護者の支援体制の充実

《現状と課題》

災害が発生した時、より被害を受けやすく、避難に手助けを必要としているのは、障がいのある人や高齢者、また乳幼児や児童など、災害時要援護者といわれる人々です。 こうした人々の被害を最小限にくい止めるには、行政と関係機関、地域住民などの支援のネットワークが有効に働くことが大切です。

本市では、総合防災訓練を毎年実施するとともに、地域における防災体制の充実を図るため、地区自治会による自主防災訓練や防災備蓄倉庫の整備を進めています。

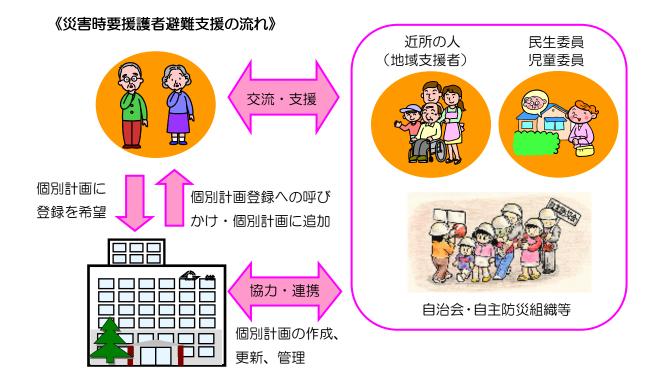
また、平成20年度から地域や要援護者を代表とする人やボランティア、防災の代表者からなる災害時要援護者避難支援計画策定会議を設置し、検討を進めてきました。

そして平成22年3月に策定した「鎌ケ谷市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、 支援を必要とする人の個別計画への登録を呼びかけています。

しかしながら、現段階では個別計画への登録が進んでいない状況にあり、今後は、個別計画への登録の促進が、要援護者を支援するうえで重要となってきます。

《災害時要援護者避難支援計画とは》

国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や市の「鎌ケ谷市地域防災計画」に基づき、災害時における避難所までの要援護者の避難支援について定めたもので、ひとりで避難することが困難で、手助けが必要な高齢者や障がいのある人などが地域のなかで支援を受けられるようにするものです。



《今後の展開》

市内には、自治会や町内会を母体とした自主防災組織があり、防災知識の普及や要援護者の把握、安否確認、避難誘導の役割を担っていますが、今後さらに自主防災組織の拡充を図ります。

また、地域支援者となりうる地域の人びとの理解を得ながら災害時や緊急時での地域での支援体制を充実していきます。

さらに、防災訓練など地域での防災活動・防犯活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者など多くの地域住民の参加を促進し、「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」という考えを広めていきます。

■市民の取り組み

- 日ごろから近所の人とあいさつを交わすなど、積極的に地域の人と関わります。
- 日ごろから災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしておきます。
- 地域で行う防犯パトロールや自主防災訓練などに積極的に参加します。
- 「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」という考えを基本に、災害時には自 分たちで活動します。

■地域の取り組み

〇 日ごろから近所の人に声かけをし、高齢者や助けを必要とする人を把握し、日常的な見守りや災害時の安否確認を図ります。

- 日ごろから、地域住民の連携を深め、緊急時・災害時の連絡体制を確立します。
- 自主防災組織をつくり、自主防災訓練を実施するとともに、地域住民に参加を呼びかけます。
- 防災訓練への参加を積極的に呼びかけるとともに、どのような助けが必要になる か地域住民や関係者と一緒に理解を深めます。

■行政・社会福祉協議会の取り組み 市の取り組み

1007tX -7 lillury	
取り組みの方向	取り組み内容
設備や体制の整備	市は、災害が発生した場合に対応と復旧の中心的な役割を担うこ
	とから、日頃から関係機関、団体、民間とも協力・連携して避難所
	備蓄倉庫等の設備や防災体制を整えていきます。
災害時要援護者避難	制度の周知を図るため、広報や市ホームページ、自治会、民生委
体制の整備	員、自主防災組織などを通して避難の支援を希望する人に登録を呼
	びかけます。
	災害時要援護者の個別計画を作成し、地域(市関係部署、自治会、
	自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者など)へ提供するな
	ど、緊急時に活用できるよう整備します。
	また、災害時の避難などに不安を感じている要援護者についての
	情報収集を行い、安否確認、救助、避難等の強化に向けた検討をし
	ます。
防災訓練の促進	市の総合防災訓練の参加を高齢者や障がい団体などに呼びかけ
	て、子どもから大人まで身近な防災対策にふれあえる実践的な訓練
	を実施します。
	災害時要援護者自身が参加できる避難訓練や講習会等を実施しま
	ਰ _。
地域が行う防犯防災	地域で行う防犯パトロールや防犯サテライト事業、自主防災組織
活動の支援	などの活動を支援します。

社会福祉協議会の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
災害救援ボランティ	災害救援ボランティアの養成講座を実施し、ボランティアの育成
アの育成、周知	を図ります。
	また、社会福祉協議会だよりやホームページなどで災害救援ボラ
	ンティア活動の周知や啓発を図ります。

災害救援ボランティ	災害救援ボランティアが災害時に、地域で効果的に活動できる体
ア体制の構築	制を構築します。
緊急連絡網や連絡体	災害発生時緊急時に連絡がとれるよう、各地区社会福祉協議会や
制の整備	地区民生委員児童委員協議会において、緊急連絡網や連絡体制を整
	えておきます。
	また、平常時から行政や地域との情報交換や連携を図ります。

基本目標2 必要なときに、必要な人に、必要なサービスの相談、情報提供の推進

施策1 身近な相談窓口、苦情要望などの受付体制の充実

《現状と課題》

前計画において市民福祉意識アンケートを実施した際に、福祉サービスが必要になったときの相談先として、市役所をあげた人が圧倒的に多く、次いで民生委員児童委員、社会福祉協議会の順となっていました。

このことは、市役所に対する総合相談窓口としての期待の大きさの表れであるといえます。

本市では、関係各課による市民相談事業(法律相談、行政相談、人権擁護、女性のための相談、就学相談など)を行っているほか、高齢者に関しては、地域包括支援センター(市内に2箇所)や在宅介護支援センター(市内に4箇所)で相談を行っています。

また、子育て支援については、児童センターや保育園での相談体制の充実を図るとと もに、子育て総合相談室を設置したり、子育てに関する冊子を作成するなど、子育てに 関する相談や情報提供に努めています。

障がいのある人や家族などからの相談に対しては、それぞれが抱える課題に柔軟に対応できるよう、各種相談員につないだり、関連する部署と連携し相談窓口体制の強化を図っています。

しかし、高齢者や体の不自由な方にとっては、なるべく身近なところで気軽に相談で きることが、日常の生活を支えるうえで大変重要になってきます。

また、気軽に相談できる環境を整えていくためには、民生委員児童委員や地区ふれあい員といった、地域で相談支援活動をしている方々の周知を図ることが大切です。

《今後の展開》

地域での身近な相談窓口である児童センターや保育園、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどをはじめ、地区社会福祉協議会にある「地域福祉相談窓口」を充実させ、相談事業の周知を図っていきます。

ここでは、各種福祉サービスの紹介やまた必要に応じて地域での日常的な見守りなど の活動につなげることができるよう、関係機関や団体との連携をとりながら、総合的な 相談・福祉サービスの提供や支援を行っていきます。

■市民の取り組み

- 必要に応じ、福祉の各種サービス(制度)や各地域で開設している相談窓口を有効に活用します。
- り近に困っている人がいれば、民生委員児童委員や相談窓口へ連絡します。
- 市広報や自治会回覧板などを確認します。
- 福祉の各種サービス(制度)について関心を高めます。

■地域の取り組み

- 地区社会福祉協議会の地域福祉相談窓口をはじめ、民生委員児童委員、地区ふれ あい員など地域で相談支援活動を行っている人の周知を図ります。
- い地域包括支援センターや在宅介護支援センターは、行政などと連携し、相談窓口の充実を図ります。
- 民生委員児童委員など地域で相談支援活動を行っている人と連携し、ひとり暮ら しの高齢者など相談窓口に行けない人を訪問します。

■行政・社会福祉協議会の取り組み 市の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
総合相談窓口の充実	総合福祉保健センターにさまざまな健康福祉部門を設置してある
	ことから、ワンフロアーで済ませられる総合相談窓口を備えるとと
	もに、多方面にわたる健康福祉サービス情報の提供や総合的な支援
	が円滑に進められるよう、総合窓口機能の充実を図ります。
さまざまな相談窓口	市役所で実施している様々な相談窓口を市広報(毎月1日号)に
の周知	掲載し、これらの情報を周知します。
高齢者の相談支援体	地域での身近な相談窓口である地域包括支援センターをはじめ、
制の充実	在宅介護支援センターでは、健康・医療・福祉に関する総合的な相
	談窓口として適切に対応していき、相談体制の強化を図ります。
	さらに、介護保険利用者と介護サービス提供事業者との橋渡しを
	行う介護相談員派遣事業も引き続き実施します。

子育ての相談支援体	児童センターや保育園における子育ての相談支援体制についての
制の充実	周知や充実を図ります。
	児童センター、保育園などを拠点に、遊びや情報提供、子育てに
	関する簡単な相談などを行うボランティア「子育てサポーター」の
	周知を図ります。
	幼稚園児、小学生及び中学生を持つ親の相談窓口として、各幼稚
	園、学校の先生やスクールカウンセラーによる相談体制の充実を図
	ります。
	市役所内に子育て総合相談室を設置し、市役所へ来庁した相談者
	の利便性に配慮します。
障がいのある人の相	本人や家族からの相談に対して、それぞれの抱える課題に柔軟に
談体制の充実	対応できるよう、各種相談員の資質の向上を図り、関連する部署と
	連携し相談窓口体制を強化します。
	専門的な相談が必要な場合は、障がい者自立支援協議会の活用や
	ピアカウンセリング、また、地域包括支援センターや中核地域支援
	センターとの連携により効率的で効果的な相談体制の充実を図りま
	ब .

取り組みの方向	取り組み内容
心配ごと相談、心の	社会福祉協議会で実施している心配ごと相談(毎週水曜日10時
相談事業の周知	から2時まで)と、心の相談(カウンセリング相談。毎週月・金の
	9時30分から3時まで。電話相談可、要予約)の周知を図ります。
地域福祉コーディネ	相談事業の周知を図るとともに、様々な課題の解決に向け、関係
ーターの相談体制の	機関や団体との連携を強め、総合的な相談・福祉サービスの提供や
充実	支援を行います。
地区社会福祉協議会	地域で気軽に相談できる窓口を設置し、ここで福祉の各種制度の
の相談体制の充実	紹介をします。
	また必要に応じ、地域での日常的な見守りなどの活動につなげる
	ことができるよう、「地域福祉相談窓口」としての機能を図ります。

施策2 地域福祉に関する情報提供の充実

《現状と課題》

必要なときに、必要な人に、必要なサービスの情報が届くことは、地域で安心して暮らしていくためには重要なことです。

現在、本市では、広報かまがや、社協だより、自連協ニュースなどが定期的に発行され、新聞折込みや自治会配布、公共施設配布などの方法で各世帯に届けられており、さらに市のホームページや生涯学習情報提供システム(かまがやまなびぃネット)などにより豊富な情報が提供されています。

しかし、支援を必要とする人からは、「地域に密着した健康福祉情報が欲しい」、「介護や子育でをしている人同士が気軽に集まり情報交換をする場所が欲しい」などの意見が寄せられており、地域密着型の情報に加え、人を媒介として双方向型やユーザー参加型の情報提供が求められています。

今後は、必要なときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、わかりやすい情報提供の充実を図ることが必要です。

《今後の展開》

必要な人に必要な情報が届く体制づくりを行うとともに、既存の健康福祉情報を整理 し、市民に届きやすい方法で情報を提供していきます。

また、地域密着型の情報の収集と提供を行うため、地区社会福祉協議会の「地域福祉相談窓口」の周知を図り、身近なところで必要な情報を提供できるよう、整えていきます。

■市民の取り組み

- 健康福祉の各種制度の関心を高めます。
- 広報紙や自治会回覧板、各種機関紙、各種制度や事業案内のチラシやパンフレットなどを確認します。
- 知りたい情報があれば、各地域の公民館や児童センター、地区社会福祉協議会などの施設や市役所を活用します。
- 市のホームページや社会福祉協議会のホームページなどにより情報収集を行います。

■地域の取り組み

- 地域活動を通じて、健康福祉に関する情報交換を行います。
- 市主催のかまがやまなびい大学の講師派遣を依頼します。
- 地域で事業を行っている介護、福祉、医療サービス事業所は、健康福祉サービス に関する情報提供を行います。
- 地域における身近な相談支援活動を行う民生委員児童委員や地区ふれあい員などによる情報提供や活動支援を推進します。

■行政・社会福祉協議会の取り組み

市の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
情報提供の充実	市広報紙、市ホームページ等を活用し、わかりやすい情報を提供します。
	総合福祉保健センターに、各種チラシや事業案内、ガイドブック などの掲示板を設置し、市民が情報を入手しやすいように配慮しま す。
情報機能の強化	市ホームページに、地域福祉や健康、医療、福祉サービスに関す
	る情報をまとめ、各種情報が得られるようにします。

取り組みの方向	取り組み内容
情報提供の充実	社会福祉協議会が発行する広報紙や福祉サービスに関するパンフ
	レットやポスター等を活用し、情報提供を行います。
	各地区社会福祉協議会の広報啓発委員会において、分かりやすい、
	読みやすい広報紙の定期的な発行を目指します。
	また、地域内の行事などの機会をとらえ、地区社会福祉協議会の
	活動紹介を行います。
	地区社会福祉協議会の「地域福祉相談窓口」の周知を図り、身近
	なところで必要な情報を提供できるよう、地域密着型の情報の収集
	と提供の充実を図ります。
情報機能の強化	社会福祉協議会のホームページの情報充実を図るとともに各種事
	業や催し案内などの情報を掲載します。

基本目標3 地域福祉の担い手づくりや地域福祉サービス向上の推進

施策1 ボランティアなどの人材育成

《現状と課題》

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動を担う人材の確保や育成が必要です。 本市においても、市民のボランティア活動への意欲の高まりを背景に、社会福祉協議 会のボランティアセンターを中心としたボランティア活動の充実が図られてきており、 現在ボランティアセンターに登録されているボランティア団体は平成22年4月26 日現在49団体、人数は個人ボランティアを含め、延べ1,500人に上っています。

また、近年、民間事業者のほか、NPO が誕生し、新たな福祉サービスの担い手として活動を始めています。さらに団塊の世代が高齢者となり、地域に支えられるだけの存在ではなく、生涯現役として積極的に地域を支える主体的な役割も発揮してもらうことが望まれます。

そのためには、これまで地域とのつながりが薄かった人たちが、定年退職後に孤立化しないよう、閉じこもりにならないよう、地域との関係を再構築する必要があります。

《今後の展開》

今後は、身近な地域での支えあいを推進していくためには、ボランティアなどの地域福祉活動を行う担い手を増やすとともに、ボランティア団体や老人クラブ、自主活動グループなど、参加の受け皿となる組織づくりや活動の育成に取り組んでいきます。

また、社会参加の意欲を持ちながら、地域とどう関わっていけばいいかわからない高齢者の方々が、その多様性・自発性を十分に尊重しながら、地域での活動に参加できるような仕組みづくりを、行政や社会福祉協議会、市民、地域団体、NPO、ボランティア団体等の協働のもと進めていきます。

- 経験や知識を生かし、ボランティアや NPO 活動など積極的に参加します。
- ボランティアに必要な知識を身につけるため、講習会や研修会等に参加します。
- ボランティアセンターや市民活動推進センターなどの施設を活用し、情報収集を 行います。

■地域の取り組み

- 「できるときに・できることを・気軽に」行うボランティア運動を展開するなど、 ボランティア活動へのきっかけづくりや啓発を行います。
- 地域のニーズを把握したり、ボランティア講座や研修などの参加を呼びかけます。
- 公園を良好な状態に維持するための公園サポーターや防犯パトロールなどを行う防犯サテライト事業など、地域でのボランティア活動に取り組みます。

■行政・社会福祉協議会の取り組み 市の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
ボランティア活動へ	地域で必要なボランティア活動の情報提供やボランティア希望者
の多様な人々の参加	をつなぐ窓口の充実、ボランティアセンターや市民活動推進センタ
促進	ーの活用などを図ります。
学生ボランティア活	市役所、児童センター、保育園などの福祉施設において学生のボ
動の促進	ランティアを受入れ、地域の福祉活動に積極的に参加できる機会づ
	くりに取り組みます。
市民活動の支援	市民活動推進センターにおける、市民協働事業の促進、市民活動
	団体への支援、関係する情報の発信など市民活動を支援します。
生涯学習機会の拡充	多様化することが予想される高齢者の学習ニーズに対応するた
	め、関係機関との連携を図りつつ、公民館活動やスポーツ活動、社
	会福祉センターにおける各種活動等の充実を進め、高齢者一人ひと
	りが生きがいを持てるよう支援します。
高齢者の持つ知識や	学校教育や生涯学習活動における講師としての活用を促進し
技能を活かす場の提	たり、保育園による中高齢者交流保育事業(通称おじいちゃん先
供	生事業)を実施するなど、高齢者の地域における活躍の場を提供
	します。
活動団体の育成	老人クラブや高齢者の自主活動グループ、ボランティア団体な
	ど、高齢者の社会参加の受け皿となる組織や活動の育成を図りま
	ਰ 。

取り組みの方向	取り組み内容
ボランティアセンタ	ボランティア活動の拠点として、センター機能の強化・充実を図
ーの充実	ります。
	ボランティア活動に関する情報収集・整理・提供をはじめ、ボラ
	ンティア活動への参加のきっかけづくり、活動に役立つ学習・情報
	交換などの場を設け、ボランティア活動が活発に展開されるようさ
	まざまな方法で支援します。
地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会で展開しているボランティア育成委員会にお
でのボランティア事	いても、地域でのボランティア機能の強化・充実について地域住民
業の充実	と協働で取り組み、誰もが参加できるボランティアの充実を図りま
	す。
ボランティアに関す	ボランティアセンター、地域福祉コーディネーターによるボラン
る相談事業の充実	ティア相談などの周知を図るなど、ボランティア相談事業を充実し
	ます。
ボランティア活動	ボランティア保険などの周知を図るとともに、ボランティア団体
者、団体への支援の	同士の交流や連携の場としてのネットワーク組織を支援します。
充実	
ボランティア講座の	ボランティア講座を開催するとともに、講座内容の充実や講座修
充実	了者の受入れ団体等の調整などの支援を図ります。
子どもに対するボラ	夏休みなどを利用し、高齢者や障がいのある人たちを理解するため
ンティア活動の啓発	の子ども講座等を開催します。

施策2 福祉サービスの質の向上

《現状と課題》

福祉サービスが多様化、複雑化する中で、地域住民が希望するサービスを適切に選択するためには、様々な福祉サービスの情報提供や充実が求められます。また、サービスにかかわる人材確保や人材育成が欠かせません。

本市においては、子育て、高齢者福祉、介護、障がい福祉など、福祉サービスの提供を図ってきました。

一方、行政だけでなく、民間の福祉サービス事業者や NPO、ボランティア活動によっても数多くの福祉サービスが提供されてきています。

各種健康福祉サービスを提供するにあたっては、医療機関の職員やホームヘルパー、ケアマネージャー、ケースワーカーなどの専門職員のほか、民生委員児童委員、保健推進員などの制度ボランティアなど、様々な人が関わっていますが、ニーズが多様化、複雑化する傾向があるため、こうしたサービスの提供に携わる人の能力や資質の向上が求められています。

《今後の展開》

福祉サービスに関わる人の資質向上、知識・技術の向上を図るため、各種研修会の開催や情報提供についての活動を支援していきます。

また、行政や民間の福祉サービス事業者、NPO、ボランティア団体などを問わず、 研修会や各種会議の場を活用した人材の育成を図っていきます。

■市民の取り組み

- 要望を福祉サービス事業者や行政等に連絡します。
- 様々な福祉サービスの知識習得や、情報交換などを行います。

■地域の取り組み

- 福祉サービス事業者は、利用者の声に耳を傾け、利用者主体のサービス提供を行います。
- 研修会の開催や各種課題解決のための会議などにおいて、新たな情報と知識の習得による資質向上を図ります。
- 地域で支援を行っている人や関係機関、行政との連携を図ります。

■行政・社会福祉協議会の取り組み 市の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
各種福祉サービスの	身近な地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者福祉、障がい
質の確保と向上	福祉、子育て支援などの各種福祉サービスの推進を図ります。
健康福祉関係職員の	高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援などの関係職員が適切なサ
サービス資質の向上	ービス提供や相談が行えるように、各種研修会や講習会、会議など
	への参加や情報収集などにより、資質向上を図ります。
福祉サービス事業者	民間事業者、NPO、関係団体に対し、人材育成関係情報を積極的
への働きかけ	に提供するとともに、特にネットワーク形成に重点を置いた人材育
	成を行うなど、関係者の資質向上に努めるよう働きかけます。
福祉サービスの評価	自らが提供するサービス内容について、利用者の意向や満足度を
手法の検討	把握し、サービスに対する評価について検討し、サービスの質の向
	上を図ります。

取り組みの方向	取り組み内容
職員・相談員・地域	研修会や各種会議の場を活用した人材育成に努めるとともに、他
福祉コーディネータ	機関が実施する研修等への参加促進により、資質向上を図ります。
ーの資質の向上	
サービスの質の向上	利用者や家族との連携を密にし、状況に応じた適切なサービスを
	提供します。また、職員の研修体制の充実を図り、資質向上を目指
	します。

施策3 福祉に関わる権利擁護の充実

《現状と課題》

平成12年の介護保険制度の導入や平成15年の障害者支援費制度への移行により、 福祉サービスは「措置」から「契約」へと大きく変化しています。

これまで行政が決定していた福祉サービスを、自らの判断で自分にあったサービスを 選択できることとなったため、個人の尊厳が保たれ、生涯にわたり自分らしく自立した 生活がしやすくなってきました。

しかし、高齢者や障がいのある人の中には、生活を送る上で十分な自己決定や意思表示が困難な場合があります。このような人々を狙った犯罪等は後を絶ちません。

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分となった人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が、財産管理などを行うことで犯罪から高齢者や障がいのある人を守る「成年後見制度」がありますが、手続きが煩雑なこともあり、あまり利用されていないのが現状です。

千葉県では、「千葉県後見支援センター」を設置し、ここで日常生活自立支援事業(旧名:地域福祉権利擁護事業)として、福祉サービスの利用援助や財産管理・保全サービスなどの事業に取り組んでいます。

一方、本市においては、社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を実施しています。

今後はこれらの制度の周知に努め、高齢者や障がいのある人たちの権利を擁護することが求められています。

《今後の展開》

このような権利擁護事業は、地域住民の身近なところで行われることが必要なこと、 また、経済的理由などから成年後見制度を利用できない人に対する補助制度を整えたこ とから、地域住民が「その地域で暮らしていくための権利」を守るため、また、その人 の「適切な権利の行使を支援する」ため、わかりやすい制度の周知を図っていきます。

- 金銭管理等に不安を感じたときは、行政や社会福祉協議会等に相談します。
- 悪徳商法などの消費者被害に遭ったり、訪問販売が来たときは、家族や地域の人、 もしくは警察、消費生活センターなどの相談窓口に相談します。

■地域の取り組み

- 権利擁護の推進を図るため、制度の内容を理解しておくとともに、地域への普及 啓発を図ります。
- 地域包括支援センターなどにおいて、高齢者が悪徳商法など消費者被害に遭ったり、認知症などの病気になったとき財産管理に困らないように、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの適切な制度の利用につなげます。
- 隣近所での声かけやあいさつ運動などにより、地域での犯罪を防ぐようにします。

■行政・社会福祉協議会の取り組み

市の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
成年後見制度の周知	一人で法律行為を行うことが困難な障がいのある人や高齢者など
と利用促進	が福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の周知と利用促進
	を図ります。
各種相談窓口の周知	障がいのある人に対しては、障がい者相談員についての周知を図
と利用促進	り、相談の利用を促します。
	また、高齢者に対しては、地域包括支援センターや在宅介護支援
	センターが相談窓口となり、成年後見制度や日常生活自立支援事業
	などの適切な制度の利用につなげます。
市民や関係者等に対	市民や民生委員児童委員などに対し、市広報や市ホームページ、
する啓発	講演会などによる制度の周知を図ります。

取り組みの方向	取り組み内容
日常生活自立支援事	在宅で日常生活を送るうえで、福祉サービスを利用したり、毎日
業の充実と利用促進	の生活に欠かせない金銭の出し入れが困難な高齢者や障がいのある
	人が地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスを実施
	し、さらなる制度の充実、周知を図ります。
成年後見制度の周知	一人で法律行為を行うことが困難な障がいのある人や高齢者など
と利用促進	が福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の周知と利用促進
	を図ります。
	また、地域住民が支える「市民後見人」の育成に取り組みます。

基本目標4 地域福祉を推進するためのネットワークづ くり

施策1 行政の推進体制の強化

《現状と課題》

地域福祉計画は、行政と社会福祉協議会が連携をとりながら取り組むとともに、市民、 自治会、ボランティア、市民活動団体、福祉サービス事業者などとも連携しながら進め ていくことが重要です。また、地域福祉計画を総合的に推進していくためには、計画の 実施状況等を評価し、情報を共有する仕組みが必要となります。

健康福祉部門では、障がい福祉計画やこどもサポートプランなどの福祉関連個別計画 については、計画を策定した委員会がそれぞれの施策に対する進捗状況などの提言を行 い、計画に反映できる体制が整っています。

地域福祉計画についても、様々な行政部門が関わるものであることから、庁内関係各 課に対して、年度ごとの計画の点検や評価を実施し、必要に応じて計画を見直すことが 求められます。

《今後の展開》

地域福祉計画の点検・評価について、検討し、年度ごとの計画の点検や評価を実施する体制を整えていきます。

- 地域福祉活動や福祉サービスなどについて意見や要望などを行政や地域活動団 体組織、福祉サービス事業者などに伝えます。
- 地域ならではのニーズや要望などを地域福祉活動につなげられるよう、自ら行動 します。

■地域の取り組み

- 様々な団体が定期的に会議を開催し、情報交換や意見交換などを行います。
- 地域で抱えている問題を解決するための活動や事業を推進します。

■行政・社会福祉協議会の取り組み

市の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
地域福祉計画の普及	地域福祉計画について、さまざまな機会を活用しながら市民に対
啓発	する啓発を行います。
健康福祉部門や他部	地域課題に対する理解と対応、個々の課題などについて、関係課
門との連携強化	と連携して課題の解決に取り組みます。
専門的な意見交換	健康福祉部門内の各課で策定している個別計画について、計画を
	策定したり評価したりする委員会があり、地域福祉計画についても
	専門的な意見を求めるなど、既存の委員会を有効活用します。
地域福祉計画の点検	福祉関連個別計画との連携を図りながら、地域福祉計画の点検や
・評価	評価を実施する体制を構築します。

取り組みの方向	取り組み内容
地域福祉活動計画の	各地区における地域福祉活動についての具体的な目標や活動計画
普及啓発	の取り組みを支援します。

施策2 地域等の柔軟な連携体制の整備

《現状と課題》

現在、健康福祉分野では、ボランティア団体、NPO、福祉サービス事業者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会、行政等様々な人が活動しています。また、その活動の中で起きてくる問題やその連携の仕方も様々です。

それぞれの活動について連携の状況をみると、個々の課題に対しては連携していますが、問題解決のみに終わり、共通する課題への政策的取り組みに発展させるような動きまでの連携は、まだわずかです。

また、その地域を横断的、総合的に関わる動きのものはなく、個々の課題への取り組みも散発的で、恒常的な形でないことがほとんどです。

前計画を策定したときに開催したふれあいトークで提案された課題では、「福祉活動が縦割りになりがちなため、横のつながりと役割のあり方を検討してほしい」、「総合的ネットワークを活性化する」といったご意見やご提案もありました。また、福祉行政職員アンケートでも縦割りではできない課題が多く出され、連携不足との意見も出ていました。

地域における課題は、地域に住む人々が支えあい、助け合って解決していくことが必要です。

このため、「ボランティアの活性化」や「気軽に相談できる体制」などと合わせて、 それらの機能がばらばらに動くのではなく、有効に作用しあえるようなネットワークづ くりが重要な課題となります。

《今後の展開》

地域で活動している様々な人や団体が効果的・効率的に動き、無理なく支えあっていくための、より身近な課題解決のためのネットワークづくりに取り組んでいきます。

- 地域福祉に対する意識や認識を高めます。
- 地域福祉の担い手としての自覚をもち、福祉政策への意見を表明したり、地域福祉活動に積極的に参加したりします。

■地域の取り組み

- 様々な団体が定期的に会議を開催し、情報交換や意見交換を行います。
- 地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、各地区地域包括支援センター、子育て支援ネットワークなどの既存組織との連携を図ります。

■行政・社会福祉協議会の取り組み

市の取り組み

取り組みの方向	取り組み内容
地域、事業者との連	社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センターなど
携体制の強化	地域福祉の担い手の役割分担の整理と、行政が取り組むべき困難な
	課題などへの対応に取り組みます。
既存組織の有効活用	各地区社会福祉協議会、各地区民生委員児童委員協議会、地域包
	括支援センター、子育てネットワーク会議、障がい者自立支援協議
	会、自治会連合協議会等の既存組織の有効活用を図ります。

取り組みの方向	取り組み内容
地域への理解、啓発	社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の活動や地域福祉相談窓口
の促進	等について、理解と啓発を行い、気軽に利用できて親しみやすい雰
	囲気づくりを図ります。
当事者団体の活動支	高齢者、障がいのある人、児童、母子などの当事者団体が主催す
援の充実	る活動や事業への実施協力について支援するとともに、団体や組織
	の問題や課題などの対応についても支援します。

資料編

1 鎌ケ谷市地域福祉計画策定経過

■平成22年度

月日	会議等	概 要
11月15日	計画の改訂に関する	〇計画について見直しの方針を決定した。
	基本方針の決定	
2月9日	第1回庁内会議	〇地域福祉計画について
		〇改訂における検討事項について
		〇計画で掲げている施策を実施している事業に
		ついて(進捗状況など)
2月16日	第1回策定委員会	〇委嘱状交付式
		〇会長及び副会長選出
		〇地域福祉計画について
		〇検討事項について
3月28日	第2回策定委員会	O各委員から出された意見について
		〇地域福祉計画【改訂版】(案)について

■平成23年度

月日	会議等	概要
4月27日	第2回庁内会議	〇地域福祉計画【改訂版】(案)について
5月11日	第3回策定委員会	〇地域福祉計画【改訂版】(案)について
5月24日	政策調整会議	○地域福祉計画【改訂版】(案)を付議
6月7日から	パブリックコメント	〇地域福祉計画【改訂版】(案)について意見募
7月6日まで		集(意見提出数3件、意見提出者1名)
7月25日	政策会議	○地域福祉計画【改訂版】を付議
8月	鎌ケ谷市地域福祉計	
	画【改訂版】決定	

2 鎌ケ谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年1月13日 鎌ケ谷市告示第5号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)の変更にあたり、市民及び各団体の幅広い意見を反映させるため、鎌ケ谷市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の変更について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉事業関係者
 - (3) 健康福祉団体関係者
 - (4) 市民の代表者
 - (5) 各種団体関係者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、公示の日から施行する。
 (失効)
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

表:鎌ケ谷市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略/順不同/役職名は委嘱当時のもの)

^=	^^+	
会長	鈴木 秀承	鎌ケ谷市社会福祉協議会会長
副会長	鈴木 操	鎌ケ谷市健康福祉部参事
委員	堀江 直茂	鎌ケ谷市医師会会長
	川村 浩幸	社会福祉法人慶美会特別養護老人ホーム慈祐苑施設長
	山田 ルミ子	保育サークル「コアラの会」
	鮫島 亘	鎌ケ谷市身体障がい者福祉会会長
	松村 幸江	特定非営利活動法人きらら理事長
	小林 数夫	鎌ケ谷市老人クラブ連合会会長
	下谷 喜作	鎌ケ谷市ボランティア連絡協議会会長
	中野洪	鎌ケ谷市地域福祉計画策定市民会議旧策定委員
	髙橋 寛	鎌ケ谷市自治会連合協議会副会長
	山本 幸子	鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会会長



鎌ケ谷市地域福祉計画 (改訂版) 平成23年度▶平成27年度

鎌ケ谷市 健康福祉部 社会福祉課 〒273-0195 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1 TEL 047-445-1141(代表) FAX 047-445-2113(直通) 内線 704・705 URL http://www.city.kamagaya.chiba.jp/ E-Mail syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp/